

平成十六年十二月七日受領
答弁第七九号

内閣衆質一六一第七九号

平成十六年十二月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員中川正春君提出税制改正に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員中川正春君提出税制改正に関する質問に対する答弁書

毎年度の税制改正に当たっては、様々な要望等が提出されているところであるが、これらを踏まえ、具体的にどのような税制改正を行うかについては、租税負担の公平性、経済活動に対する課税の中立性、租税制度の簡索性といった租税原則や、その時々 of 経済社会情勢の変化、財政状況等を踏まえつつ、政府及び与党において、税制調査会における審議等所要の検討を行った上で、最終的には、国会審議を経て決定されているところである。